

庄内町告示第126号

令和3年度庄内町小規模事業者持続化支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和3年3月31日

庄内町長 原 田 眞 樹

令和3年度庄内町小規模事業者持続化支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、持続的な経営及び経済循環の促進による商工業の活力維持及び振興を図るため、全国商工会連合会が定める小規模事業者持続化補助金（一般型）交付規程（次条及び第3条において「全国連規程」という。）に基づく小規模事業者持続化補助金（一般型）（以下「国持続化補助金」という。）の交付を受ける小規模事業者（商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条に規定する小規模事業者をいう。次条及び第6条において同じ。）に対し、予算の範囲内で令和3年度庄内町小規模事業者持続化支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、庄内町補助金等の適正化に関する規則（平成17年庄内町規則第52号。第5条及び第6条において「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者は、庄内町商工会（以下この条において「商工会」という。）の助言等を受けて作成した経営計画に沿って販路開拓又は生産性の向上に取り組む小規模事業者で、初めて全国連規程に基づく国持続化補助金の交付の決定を受け、かつ、令和4年3月31日までに当該国持続化補助金の額の確定の通知を受けた、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内で事業を営み、又は営もうとする者であって、本店若しくは主たる事業所を町内に設置し、又は設置しようとするものであること。
- (2) 商工会に加入し、又は加入の申込みを行っている者であって、継続して経営指導を受け、又は受けようとするものであること。
- (3) 国持続化補助金の交付対象となる事業の実施に当たり、町内業者（商工会に加入し、町に法人の町民税を納付している法人又は商工会に加入している個人事業者をいう。）と国持続化補助金の交付対象となる経費（全国連規程別表に掲げる事業再開枠に係るものを除く。次条及び第4条において「国補助対象経費」という。）の2分の1以上の額の請負契約又は請負契約と同等の契約を締結していること。
- (4) 町税等（個人事業者の場合は国民健康保険税を含む。）の滞納がないこと。
- (5) 全国連規程に定める反社会的勢力排除に関する誓約事項に該当しないこと。

(補助対象事業及び補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる事業は、全国連規程に基づく国持続化補助金の交付決定を受けて取り組む販路開拓又は生産性の向上に関する事業とし、補助対象経費は、国補助

対象経費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、国補助対象経費の3分の2に相当する額から50万円を差し引いた額以内の額とし、25万円を限度とする。この場合において、当該補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(交付申請)

第5条 規則第4条に規定する交付申請書（次条において「交付申請書」という。）は、令和3年度庄内町小規模事業者持続化支援事業補助金交付申請書（様式第1号）によるものとし、令和4年3月31日まで町長に提出しなければならない。

(実績報告、額の確定通知の特例等)

第6条 規則第13条の規定による実績報告は、交付申請書に次に掲げる書類を添えて町長に提出することにより行うものとする。

- (1) 国持続化補助金の額の確定通知書の写し
- (2) 国持続化補助金に係る補助事業実績報告書の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 町長は、交付申請書及び前項の規定による書類の提出があった場合は、規則第5条第1項の規定による補助金の交付の決定額をもって規則第14条の規定による補助金の確定額とし、令和3年度庄内町小規模事業者持続化支援事業補助金交付決定及び交付額確定通知書（様式第2号）により当該補助金の交付申請をした小規模事業者にこれを通知するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

年 月 日

庄内町長 宛

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者氏名 ⑩
電話

令和3年度庄内町小規模事業者持続化支援事業補助金交付申請書

令和3年度庄内町小規模事業者持続化支援事業補助金を次のとおり交付されるよう、庄内町補助金等の適正化に関する規則第4条及び令和3年度庄内町小規模事業者持続化支援事業補助金交付要綱第6条の規定により次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 国が交付する小規模事業者持続化補助金の交付の対象となった経費（事業再開枠に係るものを除く。） 円
- 2 国が交付する小規模事業者持続化補助金の確定額（事業再開枠に係るものを除く。） 円
- 3 国が交付する小規模事業者持続化補助金確定通知書の番号及び年月日
第 号 年 月 日
- 4 町が交付する補助金の交付申請額 円
- 5 添付書類
 - (1) 国が交付する小規模事業者持続化補助金確定通知書の写し
 - (2) 国が交付する小規模事業者持続化補助金に係る補助事業実績報告書の写し
 - (3) その他（ ）

同 意 書

令和3年度庄内町小規模事業者持続化支援事業補助金の補助対象者の要件を審査するため、私（当社）の税務資料を閲覧することに、同意します。

年 月 日

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者氏名 ⑩

様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

庄内町長



令和3年度庄内町小規模事業者持続化支援事業補助金交付決定及び交付額確定通知書

年 月 日付で交付申請のあった令和3年度庄内町小規模事業者持続化支援事業補助金について、下記のとおり交付の決定及び交付額の確定をしたので、庄内町補助金等の適正化に関する規則第7条及び第14条の規定により通知します。

記

補助金の交付決定額及び確定額

円